

# 定款

# 社会福祉法人 一心会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 小規模保育事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人一心会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上9名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、事務局員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。  
3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

#### (評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

---

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第23条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル)
  - (2) 福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2、221番地、2  
10番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建  
ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル)  
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
ゆたか保育園事務所・休憩所1棟(延50.08平方メートル)
  - (3) 福岡市西区大字徳永字下引地360番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
地球の子ゆたか保育園園舎1棟(延991.23平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとら  
なければならない。

### (基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

### (資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人一心会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 岩本てるみ

理事 岩本講二

〃 大田嘉昭

〃 岩崎桂一

〃 中熊洋子

〃 吉嗣隆之

〃 神田喜代子

監事 諸富信輔

〃 渡邊裕子

#### **附 則**

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

#### **附 則**

この定款は、太宰府市長認可の日（令和元年7月9日）から施行する。

#### **附 則**

この定款は、太宰府市長認可の日（令和元年9月12日）から施行する。

#### **附 則**

この定款は、太宰府市長認可の日（令和3年1月5日）から施行する。

#### **附 則**

この定款は、令和3年8月7日から施行する。

## 社会福祉法人一心会 定款変更認可申請書 添付書類目録

1. 申請書
2. 理事会及び評議員會議事録
3. 定款変更認可書
4. 変更後定款
5. 令和2年度法人本部会計決算書
6. 令和2年度施設会計決算書
7. 補助金決定通知書
8. 貸付内定通知書
9. 借入金関係書類
10. 令和2年工事関係契約書類
11. 不動産登記事項証明書
12. 確認済証
13. 建物図面
14. 平成28年度法人本部会計決算書
15. 平成28年度施設会計決算書
16. 平成28年工事関係契約書類
17. 不動産登記事項証明書
18. 検査済証
19. 建物図面

社会福祉法人定款変更認可申請書(届出書)

申請書	主たる事務所の所在地	福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号	
	ふりがな 名 称	しゃかいふくしほうじん いっしんかい 社会福祉法人一心会	
	代表者の氏名	理事長 岩本 てるみ	
申請年月日 (届出年月日)	令和 3 年 8 月 17 日		理 由
定款変更の内容及び理由	内 容		
	変更前条文	変更後条文	
	(資産の区分) 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。	(資産の区分) 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。	
	2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル) (2)福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4 基本財産に指定され	2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル) (2)福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2、 <u>221番地、210番地</u> 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル) <u>木造合金メッキ鋼板ぶき2階建</u>	



3.8.17  
3/17

	<p>て寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手續をとらなければならない。</p>	<p><u>ゆたか保育園事務所・休憩所1棟(延50. 08平方メートル)</u>  <u>(3) 福岡市西区大字徳永字下引地360番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建</u>  <u>地球の子ゆたか保育園園舎1棟</u>  <u>(延991. 23平方メートル)</u></p> <p>3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。          4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手續をとらなければならない。</p>	<p>福岡市西区大字徳永の地球の子ゆたか保育園園舎の新築に伴う、基本財産の追加</p>
(新設)		<p><u>附則</u>  <u>この定款は、太宰府市長認可の日(令和元年7月9日)から施行する。</u></p>	<p>小規模保育事業の経営開始に伴う、定款第1条(目的)の変更認可日を附則に追加</p>
(新設)		<p><u>附則</u>  <u>この定款は、太宰府市長認可の日(令和元年9月12日)から施行する。</u></p>	<p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正に伴う、定款第31条(基本財産の処分)第3項の新設(基本財産の処分について、所轄庁の認可が不要な場合の規定)の定款変更認可日を附則に追加</p>
(新設)		<p><u>附則</u>  <u>この定款は、太宰府市長認可の日(令和3年1月5日)から施行する。</u></p>	<p>所轄庁が太宰府市から福岡県に変更されたことに伴う、定款第31条及び第40条(所轄庁に関する規定)の定款変更認可日を附則</p>

	(新設)	<p><u>附則</u> <u>この定款は、福岡県知事</u> <u>認可の日(令和 年 月</u> <u>日)から施行する。</u></p>	に追加 基本財産の追加、附則の追加に伴う、定款変更についての認可日を附則に追加
--	------	---	--

# 社会福祉法人一心会理事会議事録

1 日 時 令和3年8月6日10時00分から10時30分まで  
2 場 所 当法人事務所（福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号）  
3 出席者 理事総数 6名  
理事出席者 6名  
理 事 岩本てるみ・岩本講二・大田嘉昭・中熊洋子・岩崎桂一・  
神田喜代子  
監事総数 2名  
監事出席者 2名  
監 事 井之上千秋・渡邊裕子

## 4 議 題

### (1) 決議事項

- 第1号議案 定款変更の件  
第2号議案 評議員会の開催日時、場所及び上程議案の承認の件

5 議 長 岩本講二

6 議事録作成者 岩本講二

### 7 議事の経過の要領及びその結果

定刻に、理事 岩本講二 は、出席理事の互選により選ばれて議長となり、議長席につき、開会を宣言した。議長は理事会の定足数を確認し、上記のとおり定足数に足る理事の出席があったので、理事会が適法に成立したことを告げた後、直ちに議事に入った。

### (1) 議案審議

#### 第1号議案 定款変更の件

議長は、業務の都合上、下記の定款変更事由により、当法人の定款を、別紙定款変更案新旧対照表のとおり変更したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。

よって、議長は、議案が原案どおり承認可決された旨を宣した。

記

#### 定款変更事由

- (1) 福岡県太宰府市のゆたか保育園事務所・休憩所の新築に伴う、基本財産の追加
- (2) 福岡市西区大字徳永の地球の子ゆたか保育園園舎新築に伴う、基本財産の追加
- (3) 小規模保育事業の経営開始に伴う、定款第1条（目的）の変更認可日を附則に追加
- (4) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正に伴う、定款第31条（基本財産の処分）第3項の新設（基本財産の処分について、所轄庁の認可が不要な場合の規定）の定款変更認可日を附則に追加
- (5) 所轄庁が太宰府市から福岡県に変更されたことに伴う、定款第31条及び第40条（所轄庁に関する規定）の定款変更認可日を附則に追加
- (6) 基本財産の追加、附則の追加に伴う、定款変更についての認可日を附則に追加

#### 第2号議案 評議員会の開催日時、場所及び上程議案の承認の件

議長は、社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び当法人定款において、下記のとおり、定款変更の決議を行う評議員会における、評議員会の開催日時、場所及び開催目的である議案を理事会の決議により定めなければならない旨を述べ、詳細に説明を行った。

議長は本議案を議場に諮ったところ原案通り全員一致により承認可決された。

①評議員会開催日時 令和3年8月7日10時00分

②評議員会開催場所：当法人事務所（福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号）

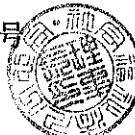
③開催目的である議案

- (i) 業務の都合上、当法人の定款を、別紙定款変更案新旧対照表のとおり変更することを承認する件

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号

社会福祉法人 一心会

理事長 岩 本 てるみ

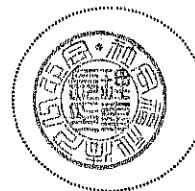


以上をもって、10時30分、本理事会の決議が終了したので、議長は閉会を宣した。上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び出席監事の全員がこれに記名押印する。

令和3年 8月 6 日 社会福祉法人一心会 理事会

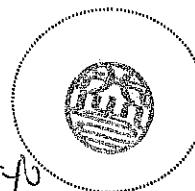
理事長

岩本 てるみ



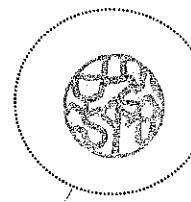
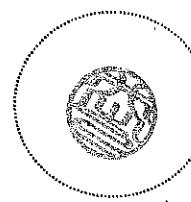
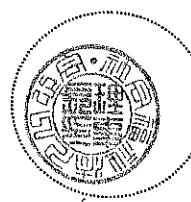
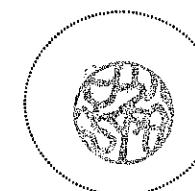
出席監事

井之上千秋



出席監事

渡邊裕子



これは、原本と相違ない事を証明します。

令和3年 8月 11 日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号

社会福祉法人 一心会

理事長 岩本 てるみ



社会福祉法人一心会 定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案	備考	
第1条乃至第29条	(資産の区分) 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル) (2)福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。	(資産の区分) 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル) (2)福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2、221番地、210番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル) 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 ゆたか保育園事務所・休憩所1棟(延50.08平方メートル) (3)福岡市西区大字徳永字下引地360番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 地球の子ゆたか保育園園舎1棟(延991.23平方メートル) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。	福岡県太宰府市のゆたか保育園事務所・休憩所の新築に伴う、基本財産の追加
第31条乃至第42条	(変更無し)	福岡市西区大字徳永の地球の子ゆたか保育園の新築に伴う、基本財産の追加	
附則(設立当初の役員)	(変更無し)		
附則(平成29年4月1日施行)	(変更無し)		
(新設)	附則 <u>この定款は、太宰府市長認可の日(令和元年7月9日)から施行する。</u>	小規模保育事業の経営開始に伴う、定款第1条(目的)の変更認可日を附則に追加	
(新設)	附則 <u>この定款は、太宰府市長認可の日(令和元年9月12日)から施行する。</u>	「社会福祉法人の認可について」の一部改正に伴う、定款第31条(基本財産の処分)第3項の新設(基本財産の処分について、所轄庁の認可が不要な場合の規定)の定款変更認可日を附則に追加	
(新設)	附則 <u>この定款は、太宰府市長認可の日(令和3年1月5日)から施行する。</u>	所轄庁が太宰府市から福岡県に変更されたことに伴う、定款第31条及び第40条(所轄庁に関する規定)の定款変更認可日を附則に追加	
(新設)	附則 <u>この定款は、福岡県知事認可の日(令和一年月 日)から施行する。</u> されば、原本と相違ない事を証明します。	基本財産の追加、附則の追加に伴う、定款変更についての認可日を附則に追加	

令和3年8月11日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号

社会福祉法人 一心会

理事長 岩本てるみ





これは、原本と相違ない事を証明します。  
大正3年 8月 19日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号  
社会福祉法人 一心会  
理事長 岩本てるみ



# 社会福祉法人一心会臨時評議員会議事録

1. 日 時 令和3年 8月7日 10時00分から10時30分まで  
2. 場 所 当法人事務所(福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号)  
3. 出席評議員 7名 時枝輝明 矢鉢志成 護山恵美子 深堀良治 甲斐景子 太田秀人  
森田幸枝  
4. 欠席評議員 0名  
5. 出席理事 6名 岩本てるみ 岩本講二 大田嘉昭 中熊洋子 岩崎桂一 神田喜代子  
6. 欠席理事 0名  
7. 議題  
(1) 決議事項  
第1号議案 定款変更の件

## 8. 議事の経過及び結果

開会に先立ち、事務長 伊東洋子 より、評議員全員の同意により評議員会の招集手続を省略した上で、本臨時評議員会を開催し、評議員総数7名中7名の出席により本日の出席者数は定款第14条に定められた定足数を満たすため、本日の評議員会は有効に成立するとの報告が行われた後、定款第13条に基づき、互選により 矢鉢志成 を議長に選出することに全評議員異議なくこれを決定した。続いて議長は、本日の議事録署名人2名を選出した旨述べ、出席者に譲ったところ 太田秀人 評議員及び時枝輝明 評議員が選任され全評議員の一致により承認された。直ちに議案審議に入る。

### (1) 議案審議

#### 第1号議案 定款変更の件

議長は、業務の都合上、下記の定款変更事由により、当法人の定款を、別紙定款変更案新旧対照表のとおり変更したい旨を述べ、その賛否を議場に譲ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。

よって、議長は、議案が原案どおり承認可決された旨を宣した。

### 記

#### 定款変更事由

- (1) 福岡県太宰府市のゆたか保育園事務所・休憩所の新築に伴う、基本財産の追加
- (2) 福岡市西区大字徳永の地球の子ゆたか保育園園舎新築に伴う、基本財産の追加
- (3) 小規模保育事業の経営開始に伴う、定款第1条(目的)の変更認可日を附則に追加
- (4) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正に伴う、定款第31条(基本財産の処分)第3項の新設(基本財産の処分について、所轄庁の認可が不要な場合の規定)の定款変更認可日を附則に追加
- (5) 所轄庁が太宰府市から福岡県に変更されたことに伴う、定款第31条及び第40条(所轄庁に関する規定)の定款変更認可日を附則に追加
- (6) 基本財産の追加、附則の追加に伴う、定款変更についての認可日を附則に追加

以上をもって10時30分、本臨時評議員会の全部が終了したので、議長は閉会を宣した。  
これは、原本と相違ない事を証明します。

令和3年 8月11日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号

社会福祉法人一心会

理事長 岩本てるみ



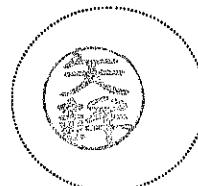
本日の議事を確認するため、事務長 伊東洋子 が議事録を作成し、定款第15条に基づき、議長及び議事録署名人が記名捺印する。

令和3年 8月 7日

社会福祉法人 一心会 臨時評議員会

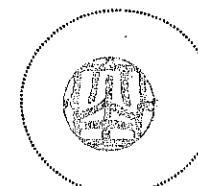
議

長 矢 鎌 志 成



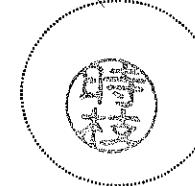
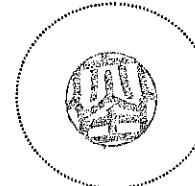
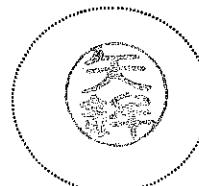
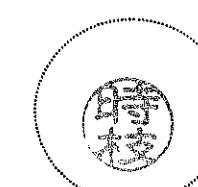
議事録署名人

太 田 秀 人



議事録署名人

時 枝 輝 明



これは、原本と相違ない事を証明します。

令和3年 8月 17日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号

社会福祉法人 一心会

理事長 岩 本 てるみ



# 社会福祉法人一心会 定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案	備考
第1条乃至第29条  (資産の区分) 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル) (2)福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。	(資産の区分) 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)福岡県太宰府市大佐野二丁目221番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ゆたか保育園園舎1棟(197.91平方メートル) (2)福岡県太宰府市大佐野二丁目211番地1、212番地、211番地2、221番地、210番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延696.1平方メートル) 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 ゆたか保育園園舎1棟(延50.08平方メートル) (3)福岡市西区大字徳永字下引地360番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 地球の子ゆたか保育園園舎1棟(延991.23平方メートル) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。	福岡県太宰府市のゆたか保育園事務所・休憩所の新築に伴う、基本財産の追加 福岡市西区大字徳永の地球の子ゆたか保育園の新築に伴う、基本財産の追加
第31条乃至第42条	(変更無し)	
附則(設立当初の役員)	(変更無し)	
附則(平成29年4月1日施行)	(変更無し)	
(新設)	附則 この定款は、太宰府市長認可の日(令和元年7月9日)から施行する。	小規模保育事業の経営開始に伴う、定款第1条(目的)の変更認可日を附則に追加
(新設)	附則 この定款は、太宰府市長認可の日(令和元年9月12日)から施行する。	「社会福祉法人の認可について」の一部改正に伴う、定款第31条(基本財産の処分)第3項の新設(基本財産の処分について、所轄庁の認可が不要な場合の規定)の定款変更認可日を附則に追加
(新設)	附則 この定款は、太宰府市長認可の日(令和3年1月5日)から施行する。	所轄庁が太宰府市から福岡県に変更されたことに伴う、定款第31条及び第40条(所轄庁に関する規定)の定款変更認可日を附則に追加
(新設)	附則 この定款は、福岡県知事認可の日(令和 年 月 日)から施行する。	基本財産の追加、附則の追加に伴う、定款変更についての認可日を附則に追加

これは、原本と相違ない事を証明します。

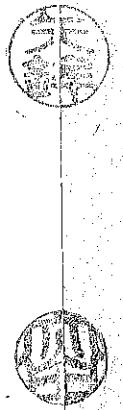
令和3年8月17日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号

社会福祉法人 一心会

理事長 岩本てるみ





これは、原本と相違ない事を証明します。  
昭和3年 8月 17日

福岡県太宰府市大佐野二丁目18番26号  
社会福祉法人 一心会  
理事長 岩本てるみ

